

議案第 20 号

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年 3 月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年 1 月天理市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号中

「		「		」
	月額 110,000 月額 81,000	を	円 月額 110,000 月額 81,000	に改め、
	」		」	

同表中第46号を第47号とし、第27号から第45号までを 1 号ずつ繰り下げ、同表第26号中「20,000」を「10,000」に改め、同号を同表第27号とし、同表中第25号を第26号とし、第24号を第25号とし、第23号の次に次の 1 号を加える。

24	退職手当審査会の委員	日額	11,000	同上
----	------------	----	--------	----

別表備考第 3 項中「第24号まで、第27号から第29号まで及び第31号から第46号」を「第25号まで、第28号から第30号まで及び第32号から第47号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第26号の改正規定（同号を同表第27号とする部分を除く。）は、平成22年 4 月 1 日から施行する。